



きれいな空気健康に「思いやりの風」

「きれいな空気」のロゴマークは、タバコの煙を気にしないでよい飲食店や場所を選択するためのヒントとして、広く使われることを目的に作成しました。

2016年8月厚生労働省から出された「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」では、喫煙ががんなど22種類の病気の発症や病気による死亡の原因として確実、また受動喫煙においても、心筋梗塞、脳卒中、肺がん、乳幼児突然死症候群、ぜんそくなど7種類の病気で因果関係が確実にあると報告されています。

つきましては不特定多数の方が受動喫煙の懸念がなく安心して過ごせる場所を知るためのツールとして、【思いやりの風】ロゴマークの施設の入り口における掲示を提案申し上げます。室内を完全に禁煙とされている団体・企業・店舗の皆さまにおかれましては、【思いやりの風】ロゴマークをご活用いただき、人々の健康づくりにお役立て下さい。

一般社団法人 くまもと禁煙推進フォーラム

〒866-0884 熊本県八代市松崎町147

FAX 0965-32-2729

mail kumamototff @ gmail.com

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/>



一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラム

2009年に任意団体として立ち上がり、2016年5月に一般社団法人となりました。主な活動は熊本県内にて①未成年者の喫煙防止、②受動喫煙防止、③禁煙希望者への禁煙支援を行っています。

きれいな空気くまもとプロジェクト

2015年10月熊本市で第9回日本禁煙学会学術総会が開催されるにあたり、禁煙飲食店マップを作るためにスタートしました。「水」「食べ物」が美味しい熊本で、公共空間の空気がきれいになることで、県民が健康で安心した暮らしをおくれるように、①熊本市内の室内完全禁煙飲食店のマップ作成と配布、SNSやホームページなどを活用した情報提供 ②認定ステッカー作成と配布 ③安心できる環境づくり・健康づくりを考える「まちなかミーティング」の開催を行いました。マップは20,000部発行し、医療機関や健診機関だけでなく観光案内所や子育て支援グループなどで配布しました。多くの県民の方から、「禁煙飲食店を知りたかった」「助かります」との声が多数あり、このような情報の必要性が高いことが分かりました。

これまでの活動

2015年	内容	備考
4月19日	熊本県保険医協会無料該当相談にて、禁煙飲食店の情報提供を行う	
4月19日	Facebook ページ 【きれいな空気くまもと】	
5月31日	世界禁煙デー 江津湖にて市民への禁煙に関するアンケート実施	
6月17日	Google Map にて熊本市禁煙飲食店情報公開	
7月3日	おもいやりの風ステッカー 完成	250枚
9月17日	きれいな空気くまもと飲食店 Map 完成	20000部
9月27日	熊本市上通りアーケード内にて、まちなかミーティング開催	来場者 280名
11月21-22日	第9回日本禁煙学会 きれいな空気くまもとブース、講演発表	

報道その他

2015年9月27日・29日	熊本日日新聞掲載
2015年9月28日	毎日新聞
2015年9月28日	TKUニュース番組特集

ロゴマークの使用について

1.目的

「きれいな空気」のロゴマークは、美味しい水や美味しい食べ物を、タバコの煙を気にしないでよい美味しい空間で食べることで、より美味しさを感じることで飲食の満足度を高めるとともに、安心安全な環境の提供をはかることで、子どもから高齢者の健康づくりに寄与することを目的とする。

2.使用内容

1. 禁煙に関するイベントの企画・運営又は開催, 禁煙に関する知識及びこれに関する情報の提供, セミナーの企画・運営又は開催
2. 禁煙飲食店に関する情報の提供
3. 室内禁煙のスペースに関する情報提供

3.使用許可基準

(1) 店舗・建物で使用する場所について

1. 室内がすべて禁煙である
2. 分煙や時間を限った禁煙ではない
3. 建物内に喫煙する場所がない
4. テラス等、出入口から離れた場所の屋外喫煙は状況によって可とする場合もある

(2) イベント・配布物での使用について、2.使用内容を満たしていること

4.使用者

日本国内の企業・団体・個人事業主で、使用目的・内容・基準などを満たすもの

5.使用申請

「使用許可申請書」に記載のうえ、次の書類を添えて一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラム（当会）に申請する。審査にかかる日数を考慮して、申請から使用希望日まで十分な期間をとること。イベントや企業・団体などでの配布物などで使用する場合には以下のものを添付すること。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの
- (2) 企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料

6.申請書

使用希望する者は、必要事項を使用する1ヶ月前までに申請書に記入し事務局に提出する。

(※申請書は以下からダウンロード)

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/appeal/kireilogoapply.docx>

7.使用許可

当会は「使用許可申請書」の提出があったときは、その内容を審査し、原則として、受領日より14日以内（営利目的の場合は30日以内）に、「使用許可書」または「使用不許可書」により文書またはメールで申請者に知らせると共に、ロゴデータを提供する。

8.使用上の遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと
- (2) ロゴマークを改変しないこと
- (3) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと

9.使用期間

使用を許可する期間は、許可日より3年間とする。

10.使用料金

【1】無償

- 1) 国、地方自治体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合
- 2) 当会が認めた禁煙飲食店が使用する場合
- 3) 新聞、雑誌、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- 4) その他無償とすることが適切であると認める場合

【2】有償

- 1) 商品及びパッケージなどへの使用、それによって申請者が収益を得る場合
- 2) サービス等の提供によって申請者が収益を得る場合
- 3) 企業活動に使用する場合
- 4) 景品等に使用する場合
- 5) 広告等に使用する場合

1申請につき、2,000円（1年間あたり・3年間使用の場合6,000円）とする。

11.使用許可の変更・中止

使用者は、使用許可を受けた事項に追加・変更・中止が生じる場合は、「使用許可内容追加・変更申請書」に記載し提出すること。

12.使用許可の取消し

次の各項目のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が本規定または本規定に基づく基準に違反したとき
- (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) 当会の品位を傷つけたとき又は傷つけるおそれがあるとき
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用したとき又は使用するおそれがあるとき
- (6) 法令や公序良俗に反したとき又は反するおそれがあるとき
- (7) 特定の個人、政党、宗教団体を支援したとき又は支援するおそれがあるとき
- (8) その他使用継続が不適當であると認められたとき

13.使用に起因する問題

ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、当会は一切の責任を負わない。

14.権利

ロゴマークに関する権利は、一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラムに属する。

15.使用の非独占性

使用者は、許可した用途に限定して、ロゴマークを使用することができるが、独占して使用することを認めたものではない。

16.その他

この規定に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

2016年10月24日

活用事例

禁煙店の紹介に



店名 ○○○○
住所
電話
営業時間
禁煙

室内や空間の表示に



ホテルなどのスペースで
例えば、赤ちゃん・女性に優しいお部屋の表示に、
きれいな空気マーク

健康手帳での活用

- ・市町村健康手帳や禁煙支援手帳などで、地域の禁煙店と共に紹介するなど